

船舶事故調査報告書

平成22年7月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 根本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 平成21年4月13日（月） 16時50分ごろ |
| 発生場所 | 愛知県三河福江港小中山東防波堤北灯台東北東方沖2,800m付近 （概位 北緯34°39.6′ 東経137°07.2′） |
| 事故調査の経過 | 平成21年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A ミニボート（船名なし） なし（登録不要）、個人所有 3m未満、FRP ガソリン機関、1.5kW未満（操縦免許不要） B ミニボート（船名なし） なし（登録不要）、個人所有 その他詳細不明 |
| 乗組員等に関する情報 | A 操縦者A 男性 67歳 B 操縦者B 男性 57歳 |
| 死傷者等 | A 負傷 1人（操縦者A） B 死亡 1人（操縦者B） |
| 損傷 | A 船外機濡損等 B 不明（船体行方不明） |
| 事故の経過 | A船は、平成21年4月13日16時00分ごろ、操縦者Aが1人で乗船し、友人が操船する別のミニボート（以下、「B船」という。）とともに、愛知県福江漁港小中山地区を出港した。 両船は、16時40分ごろ、福江漁港小中山地区の東北東方沖の水域に到着し、船首を東方に向けて投錨し、錨索を出して釣りの準備を始めたが、道具の不足に気付いた操縦者Bが、約10m離れて投錨していたA船の近くまでオールを漕いで接近し、B船の左舷をA船の右舷に接舷させた。 操縦者Bが、B船中央凸部に左舷方を向いて腰掛け、A船の右舷舷側に両手を掛けると、A船が右舷側に傾斜して浸水した。操縦者Aは、操縦者Bに手を離すように言ったが、操縦者Bが手を離す前にA船が転覆し、続いてB船も左舷側に傾斜して、転覆した。 操縦者Aと操縦者Bは、海中に投げ出され、泳ぎながら船首と船尾に別れ、両船を順に引き起こして排水を行ったが、船内に乗り込もうとして舷側に手を掛けると再び転覆した。 |

| | | |
|---------------|--|---|
| | <p>操縦者Aと操縦者Bは、両船を引き起こし、乗り込もうとしてまた転覆することを2時間以上にわたって繰り返していたが、周囲が暗くなってきたころ操縦者Bが水中に没し、一度はすぐに浮き上がってきたが、再び水中に没してその後浮上しなかった。</p> <p>操縦者Aは、操縦者Bを探そうと潜水を試みたが操縦者Bを発見することができなかった。</p> <p>操縦者Aは、泳いで近くの伊川津漁港に向かおうとしたが、流されて意識を失いかけたとき、灯りが近くを通るのを見付けて助けを求めた。</p> <p>操縦者Aは、小中山漁業協同組合所属の漁船に救助され、漁船の乗組員の自宅で介抱されたのち、救急車で病院に搬送された。</p> <p>操縦者Aを救助した漁船から通報を受けた海上保安部と小中山漁業協同組合により、操縦者Bの捜索が行われた結果、翌14日09時ごろ小中山漁業協同組合所属の潜士により操縦者Bが発見され、のちに死亡が確認された。</p> <p>操縦者Bの死亡推定時刻は13日19時30分ごろであり、死因は溺水と検案された。</p> | |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好</p> <p>潮汐：上げ潮の中央期</p> <p>特記事項：事故発生場所付近の日没時刻は18時22分であった。</p> | |
| <p>その他の事項</p> | <p>操縦者A及び操縦者Bは、ともに防寒着を着用していた。</p> <p>操縦者A及び操縦者Bは、ともに救命胴衣を所持しており、船内に置いてあったが、両人とも着用はしていなかった。</p> <p>操縦者Aは、携帯電話を所有していなかった。</p> <p>操縦者Bは、携帯電話を所持していたが、防水対策は施していなかった。</p> <p>事故の発生は、釣り場到着後、10分ほどしてからであった。</p> | |
| <p>分析</p> | <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり 不明 不明</p> <p>操縦者Bの死因は、溺死であった。</p> <p>A船及びB船は、福江漁港小中山地区の東北東方沖において、両船が錨泊中、B船がA船に接触した際、B船内に不安定な状態で腰掛けた操縦者Bの体重が、A船の右舷側側にかかったことから、A船が傾斜して浸水し、さらに、操縦者Bがバランスを崩したことからB船が傾斜して浸水し、初めにA船が、続いてB船が転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者Bは、救命胴衣を着用せず、また、非常の場合の連絡手段が確保されていなかったことから通報ができず、海中を数時間漂流したことにより溺水に至った可能性があると考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、福江漁港小中山地区の東北東方沖において、A船及びB船が錨泊中、B船がA船に接触した際、操縦者Bの体重がA船の右舷側側にか</p> | |

| | |
|--|---|
| | かったため、A船が右舷側に、続いて操縦者Bがバランスを崩してB船が左舷側に傾斜して浸水したため、両船が転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。 |
|--|---|